

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法		法令番号	昭和26年法律第45号	
手続名	社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業の許可を受けた者が申請事項を変更した際の許可		根拠条項	第63条第3項において準用する第62条第5項	
審査基準	<p>社会福祉施設経営に係る許可事項の変更の許可については、社会福祉法第63条第3項により第62条第5項を準用することとなり、「社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業の許可」と同様の基準により審査する。</p>				
	受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関
		標準処理期間		20日	目次
		標準経由期間		一日	No.